

小児医療センター医療情報システム機器保守業務仕様書

1. 概要

本仕様書は「小児医療センター医療情報システム機器保守業務」（以下「本業務」という。）に関し必要な仕様を定めるものである。

2. 対象機器

2. 1 概要

(1) 保守対象機器

別紙「小児医療センター医療情報システム機器保守業務対象機器一覧」のとおりとする。

(2) 履行期間

令和6年2月1日から令和6年3月31日までとする。

(3) 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター B1階～12階 EPS内

2. 2 納入

(1) 受注者は保守対象機器の設置場所において、本契約に定められた内容のサービスを提供し、また、保守対象機器の部品（以下、「保守部品」という。）を納入する。

(2) 受注者は、サービスの提供、保守部品の納入を速やかに行うことができないおそれが生じたときは、遅滞なくその旨を発注者に通知し、発注者、受注者にて協議により、その後の対応を検討するものとする。

2. 3 撤去

(1) 保守期間内に生じた、交換機器についてはすべての機器、付属品を撤去すること。

(2) 撤去に関わる費用（配送・保管・廃棄・リサイクル等については受注者がすべて負担すること。

(3) 撤去作業時に生じた事故については、受注者がその責任を負うこと。

(4) 交換した記憶装置を撤去した際には、作業報告書と共にデータ消去の証明を文書等で発行すること。ただし、記憶装置については必ずしも撤去を要しない。

(5) 保守サービス実施により交換した被疑部品の所有権は受注者に帰属するものとする。

3. 保守内容

(1) 保守対象機器が正常な使用において故障した場合、受注者は責任をもって保守部品の交換等によりその修理作業を行う。その際、他機器又はケーブル類との接続または解除が必要な場合、発注者の承諾を得て行うものとする。

- (2) 受注者は保守部品について遅滞なく準備を行うものとする。なお準備に要する費用は受注者の負担とする。
- (3) 発注者が保守対象機器の改造、移設、他の機器の取付けを行う場合には、あらかじめ文書により受注者に確認するものとする。
- (4) 受注者は発注者から保守サービスの依頼があった場合、まず第一次的に電話・メールにて情報を確認したうえでオンサイト保守が必要と判断した場合に、発注者と日時を調整し速やかにオンサイト保守を行うものとする。

4. 保守に関する条件

4. 1 保守作業等

- (1) 受注者は契約期間を通じて、保守対象機器が破損若しくはき損し、正常に使用することができない又は動作しない事態（以下「障害等」という）が生じた場合、速やかに技術者を派遣して保守を行うものとする。
- (2) 受注者は契約期間を通じて、障害等が生じた場合、発注者からの請求に基づき、障害等を拐取し、機器を正常に使用できるよう努めること。
- (3) 契約期間を通じて、上記（2）の請求があった場合は、受注者の負担により、請求のあった翌営業日までに、機器設置場所において、障害等を解消し、正常に使用できるよう作業を行うこと。
ただし、障害等が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- (4) 受注者は、上記（3）の作業を完了した場合は、当該作業を完了した日から10日以内（その日が3月31日の場合は3月31日に）に、作業の内容を書面により、発注者に報告しなければならない。
- (5) 受注者は、これら保守作業等を確実に遂行するため、緊急連絡先など必要な情報について、保守体制図を作成し、あらかじめ発注者に提出することとする。

4. 2 保守の対象範囲

受注者が行う保守の対象範囲は、保守対象機器において、通常の利用で発生する可能性のある障害等を対象とする。

4. 3 保守作業の体制に係る条件

- (1) 保守にかかる連絡対応窓口を一本化し、障害等が発生した場合に、即時に対応できる体制が確立されていること。
- (2) ハードウェアの交換が必要である場合は、当該連絡を受けた後、6時間程度で設置場所に到達できること。
- (3) 保守等に使用する交換部品等が必要となった場合に、速やかに入手できる手段、経路が確保されていること。
- (4) 他のシステム構築及び運用管理に起因する障害等が発生した場合に、発注者へ速やかに連絡できる体制であること。

4. 4 ハードウェア保守

- (1) 受注者は、契約期間を通じて、障害時の技術者派遣、修理及び消耗品以

外の部品交換に関するサービスを行うこと。

(2) 受注者は、対象範囲のハードウェア保守を24時間365日オンサイトで行うこと。

(3) 受注者は、発注者からの問い合わせ対応に関するサービスを行うこと。

4. 5 発注者の義務

発注者は、受注者が可及的速やかに保守作業を行うため、以下を行うものとする。

(1) 保守に必要な情報及びスペース、ケーブル類の提供。

(2) 保守に必要な設置場所への入退館手続き。情報機器及び測定機等の持ち込み及び持ち出しの許可。

(3) 受注者の要請がある場合、本機器に接続された機器等の関係者の呼び出し及び立ち会い。

(4) 障害の切り分け作業、及び再現テストへの協力。

(5) 受注者による保守作業前の本機器OS及びデータ領域のフルバックアップの実施。

(6) 依頼・問い合わせ前の障害情報の可能な限りの取りまとめ。

4. 6 保守時間帯

(1) 保守窓口の受付時間は24時間365日とする。

(2) 対応窓口には、常時1名配置すること。

(3) 保守作業のリードタイムは協議の上、決定するものとする。

5. 機密保護

受注者は、いかなる場合においても本契約の履行中に知り得た情報（業務に関する事項及び付随する事項）に関して機密保持を行うこと。

なお、受注者は本契約終了後、発注者の指示により、機器等に記載されたデータは責任を持って消去し、外部にデータが流出することがないようにすること。

6. 契約不適合責任

本契約終了日までに限り、受注者は、自らの帰すべき事由により発生した納入保守部品の不良に対し、当該保守部品の修理又は交換を行うものとし、別途、損害賠償等の義務を負わないものとする。

7. 免責条項

(1) 発注者の承諾を得た上で行う本機器の使用停止に伴う発注者の不利益について受注者は一切の責任を負わないものとする。

(2) 受注者は発注者の逸失利益、データや情報などの喪失、当該ソフトウェア、関連マニュアル、その他の資料及び特別な事情から生じた損害（損害発生の可能性につき受注者が予見し、または予見し得た場合を含む）及び第三者から発注者に対してなされた賠償請求に基づく損害については責

任を負わないものとする。ただし受注者の故意又は重大なる過失に基づいて発注者に生じた損害について、受注者は本契約の契約料を上限として賠償の責任を負うものとする。

- (3) 受注者の作業中に発注者のデータや情報が消失しても、発注者が作業前にフルバックアップしたデータと情報で対応することとし、受注者は何ら責任を負わないことを確認する。発注者がフルバックアップをしていなかったときも受注者は何ら責任を負わないものとする。
- (4) 天災地変、事故などによる交通傷害、その他正当事由により本契約の履行遅滞又は不履行が生じた場合には受注者はその責任を負わないものとする。

8. その他

- (1) 発注者と打合せを行った場合には、その都度議事録を提出すること。
- (2) その他定めのない事項については、発注者、受注者、協議して定めるものとする。